

## 社会福祉法人海光会 軽費老人ホーム海光園 運営規程

### （目的）

第1条 この規程は 軽費老人ホーム海光園（以下、当施設という）の運営について必要な事項を定め業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

### （管理運営方針）

第2条 当施設の管理運営については軽費老人ホームが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し入居者の自主性の尊重を基本として入居者が明るく心豊かに生活できるよう配慮していくものとする。

### （定員）

第3条 当施設の定員は 15 名とする。

### （利用資格）

第4条 年齢は原則として 60 歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が 60 歳以上であれば差し支えない。

2 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で家族による援助を受けることが困難な者。

3 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者

4 各種サービスを利用することにより自立した日常生活を送れる者。

5 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

### （職員の職種・数及び職務の内容）

第5条 軽費老人ホーム海光園は国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に示された所定の職員を配量し職員は当施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 1人（常勤）

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的におこなう

2 生活相談員 1人（常勤）

入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施をおこなう

3 介護職員 1人（常勤）

入居者の日常生活全般にわたる介護及び援助をおこなう

4 事務員 1人（常勤）

入居者の庶務及び会計業務等の事務をおこなう

5 栄養士 1人（常勤）

献立内容検討、利用者に対する栄養指導、委託業者連携等をおこなう

#### （入居）

第6条 入居を希望する者は、次に掲げる書類を設置者に提出しなければならない。

(1)入居申込書 (2)住民票 (3)所得証明書 (4) 所得申請書 (5) 身元保証人届 (6) 健康診断書  
(7) 嗜好調査表

2 設置者は入居申込者の入居の可否について判断し入居の可否について本人に通知するものとする。

3 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとし、また契約書に付随して本管理規程についても詳細を説明するものとする。

#### （利用料）

第7条 入居者は利用料として別表に定める月額利用料を請求書発行後5日以内に甲の指定する方法で支払うものとする。

2 入居または退去にともなって一か月に満たない期間利用した場合の利用料は日割り計算によって精算するものとする。

3 利用料の支払い方法は、自動引き落とし、現金による支払いのいずれかとし、入居時にその方法を施設長と入居者で決定するものとする。

4 サービスの提供に要する額(旧事務費)の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降1回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し施設長に対して申請を行うものとする。

#### （専用居室）

第8条 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ・廃棄物については居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。

2 居室において、練炭、火鉢、石油ストーブなど火気類の使用を安全面から禁じる。

#### （共用施設・設備）

第9条 共用施設・設備の利用時間やルールなどは、懇談会との間で協議のうえ決定するものとする。

2 入居者は共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。

3 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行うものとする。

#### （相談、助言）

第10条 施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し適切助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

#### （食事の提供）

第11条 施設は入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮した高齢者の健康に配慮した食事を三食提供するものとする。特に医師の指示がある場合はその指示により特別の食事を提供する。

2 食事の時間は次の通りである。

- (1) 朝食 8時00分 ～ 8時30分
- (2) 昼食 12時00分 ～ 12時30分
- (3) 夕食 17時15分 ～ 17時45分

3 予め欠食する旨の連絡があった場合には食事を提供しなくてもよいものとする。

4 食事の場所は原則として食堂とする。但し、入居者が自分で運搬を行うか自分の管理のもとに運搬をしかつ原則として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることはさしつかえない。

5 1週間ごとのメニューを食堂に明示する。

#### （入浴準備）

第12条 入浴は隔日以上とし施設職員が入浴の準備を行う。

- 2 入浴の時間は9時から15時30分までとする。
- 3 入浴に際しては他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意する。
- 4 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談しその指示に従うものとする。

#### （緊急時の対応）

第13条 入居者は身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は昼夜とわず24時間いつでも ナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

- 2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。
- 3 入居者が予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は医療機関への連絡と共にその緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

#### （在宅サービス等の利用）

第14条 施設は入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合はホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう連絡等の必要な対応を行うものとする。

- 2 前項の場合利用はあくまで入居者自身の判断で行うものとし利用についての責任は負わない。
- 3 第1項に伴う費用は乙の負担とする。

#### （自主活動への協力）

第15条 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。
- 3 第1項に関して、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

（保健衛生）

第 16 条 入居者の定期健康診断は年 1 回以上行いその記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

2 入居者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。

（外出・外泊）

第 17 条 外出・外泊するときは、事前に所定の用紙に記入し生活相談員に届け出るものとする。

（部外者の利用）

第 18 条 外来客を宿泊させるときは、予め施設長に届け出るものとする。

2 一時的な疾病等による看護又は介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、原則として施設長に届け出るものとし、施設長と入居者との相談のうえその期間を定める。

（災害、非常時への対応）

第 19 条 消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて入居者も参加した訓練を年 2 回以上実施するものとする。

2 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いたときは、ナースコール等最も適切な方法で施設職員まで事態の発生を知らせる。

第 20 条 （虐待防止に向けた体制等）

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施する。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための兼任の担当者とする。

(1) 海光園では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(3) 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（政治・宗教活動の禁止）

第 21 条 当施設は、一切の政治的活動及び宗教活動を行わない。

2 入居者は専用居室以外で一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。また他の入居

者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

（入居者心得）

第 22 条 施設は、別に定める入居者が守るべき入居者心得を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

2 バルコニーは他の入居者のプライバシーに十分注意して利用すること。

3 テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として利用すること。施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては退去時に原状に復するものとする。この時の必要な費用は乙が負担するものとする。

（懇談会）

第 23 条 軽費老人ホーム海光園入居契約書第 8 条（懇談会）に基づき、懇談会を設置するものとする。

2 懇談会の設置、運営については、別に定める軽費老人ホーム海光園 懇談会細則によるものとする。

（改正の手続き）

第 24 条 この規程を改正、廃止しようとするときは、懇談会に報告する。

（補則）

第 25 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、施設長が別に定めることができる。

附則 この規程は平成 11 年 5 月 1 日より施行する。

附則 この規程は令和 2 年 11 月 1 日より施行する。

附則 この規程は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。